

# 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

## 単体（信用金庫法施行規則第 132 条における規定）

<b>1. 金庫の概況及び組織に関する事項</b>	④有価証券に関する指標…………… 48
(1) 事業の組織…………… 15	<b>4. 金庫の事業の運営に関する事項</b>
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 15	(1) リスク管理の体制…………… 26
(3) 事務所の名称及び所在地…………… 15	(2) 法令遵守の体制…………… 22
<b>2. 金庫の主要な事業の内容</b> …………… 17	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 6～7
<b>3. 金庫の主要な事業に関する事項</b>	(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 25
(1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 5	<b>5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項</b>
(2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況を示す指標…………… 5	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書…………… 42～45
①経常収益	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額…………… 48
②経常利益又は経常損失	①破綻先債権に該当する貸出金
③当期純利益又は当期純損失	②延滞債権に該当する貸出金
④出資総額及び出資総口数	③ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
⑤純資産額	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
⑥総資産額	(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項…………… 29, 39～41, 51～55
⑦預金積金残高	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益…………… 49～50
⑧貸出金残高	①有価証券
⑨有価証券残高	②金銭の信託
⑩単体自己資本比率	③規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引
⑪出資に対する配当金	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 50
⑫職員数	(6) 貸出金償却の額…………… 50
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	(7) 金庫が法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 45
①主要な業務の状況を示す指標	<b>6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</b> …………… 16
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率…………… 46	
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支…………… 46	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘…………… 46	
エ. 受取利息及び支払利息の増減…………… 46	
オ. 総資産経常利益率…………… 46	
カ. 総資産当期純利益率…………… 46	
②預金に関する指標…………… 46	
③貸出金等に関する指標…………… 47	

## 連結（信用金庫法施行規則第 133 条における規定）

<b>1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項</b>	①破綻先債権に該当する貸出金
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成…………… 56	②延滞債権に該当する貸出金
(2) 金庫の子会社等に関する事項…………… 56	③ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
<b>2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項</b>	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
(1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 56	(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項…………… 29, 39～41, 58～61
(2) 直近の 5 連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標…………… 56	(4) 金庫及びその子法人等が 2 以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益または経常損失の額及び資産の額として算出したもの…………… 57
<b>3. 金庫及びその子会社等の直近の 2 連結会計年度における財産の状況に関する事項</b>	<b>4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</b> …………… 57
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書…………… 56～57	
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額…………… 57	

## 金融再生法第 7 条に基づく開示項目

資産査定公表（金融再生法に基づく開示債権）…………… 49
-------------------------------